

個人番号（マイナンバー）に関するお知らせ

平成 28 年 1 月から個人番号（マイナンバー）制度が始まりました。

年金に関する手続きにおいても、個人番号を利用することが「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定められましたので、お知らせします。

1 共済組合が個人番号を使用することとされた事務（個人番号の利用目的）

I 個人番号利用事務

年金受給者の生存確認など
年金の支給に関する事務

II 個人番号関係事務

所得税の源泉徴収など年金
に係る税に関する事務

2 個人番号の取得について

年金受給者の個人番号

共済組合が上記 I 及び II の事務に利用するため、年金受給者の個人番号については、「扶養親族等申告書」に記載いただくとともに、地方公共団体情報システム機構から取得します。
新たに年金を請求される方については、年金請求書に記載していただきます。

扶養親族の個人番号

年金受給者の税法上の扶養親族の個人番号については、上記 II の事務で必要なことから、年金受給者が共済組合に提出する「扶養親族等申告書」に記載していただきます。

お問い合わせ先 東京都職員共済組合事務局年金保険部
年金課年金給付担当
電話 03-3232-4755